

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく みずほの家マザーハウス(生活介護)運営規程

第1条 (事業の目的)

- 1 一般社団法人みずほの家(以下「事業者」という。)が設置するみずほの家マザーハウス(以下「事業所」という。)において実施する指定障害福祉サービス事業の生活介護(以下「指定生活介護」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定生活介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定生活介護の提供を確保することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

- 1 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 指定生活介護の実施に当たっては、地域及び家族との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者(以下「障害福祉サービス事業者等」という。)との密接な連携に努めるものとする。
- 3 前二項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)及びその他関係法令等を遵守し、指定生活介護を実施するものとする。

第3条 (取扱方針)

- 1 事業者は、生活介護計画(以下、「個別支援計画」という。)に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮するものとする。
- 2 事業所の従業者は、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 3 事業者は、その提供する指定障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

第4条（提供拒否の禁止）

- 1 事業者は、正当な理由なく指定障害福祉サービスの提供を拒んではならない。

第5条（事業所の名称等）

- 1 指定生活介護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1)名称 みずほの家マザーハウス
 - (2)所在地 兵庫県丹波篠山市東吹646

第6条（従業者の職種、員数及び職務の内容）

- 1 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。
 - (1)管理者 1名
管理者は、従業者の管理、指定生活介護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定生活介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。
 - (2)サービス管理責任者 1名
サービス管理責任者は、次の業務を行う。
 - (ア)適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。
 - (イ)アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定生活介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定生活介護の目標及びその達成時期、指定生活介護を提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成すること。
 - (ウ)個別支援計画の原案の内容を利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した個別支援計画を記載した書面を利用者に交付すること。

(工)個別支援計画作成後、個別支援計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画を変更すること。

(オ)利用申込者の利用に際し、障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(カ)利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

(キ)他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3)医師 1名以上

医師は、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

(4)看護職員 1名以上

看護職員は、医師の指導のもと、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

(5)生活支援員 1名以上

生活支援員は、サービスの提供において、利用者の日常生活上の支援、相談、介助を行う。

第7条（営業日及び営業時間等）

1 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日及びサービス提供日

原則として月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び土曜日を開所日とすることがある。

(2) 営業時間

原則として午前9時から午後4時までとする。

(3) サービス提供時間

原則として午前9時45分から午後3時45分までとする。

第8条（利用定員）

1 事業所の利用定員は20名とする。

2 事業者は、前項の利用定員を超えて指定生活介護事業(以下、「指定障害福祉サービス」と

いう。)の提供を行わないものとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第9条（指定生活介護を提供する主たる対象者）

- 1 事業所において指定生活介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。
 - (1) 身体障害者(18歳未満の者を除く)
 - (2) 知的障害者(18歳未満の者を除く)
 - (3) 精神障害者(18歳未満の者を除く)
 - (4) 難病等対象者(18歳未満の者を除く)

第10条（指定生活介護の内容）

- 1 事業所で行う指定生活介護の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 個別支援計画の作成
 - (2) 食事の提供・介護
 - (3) 入浴(シャワー浴)又は清拭
 - (4) 身体等の介護、排泄支援
 - (5) 生産活動
 - (6) 創作的活動
 - (7) 機能訓練
 - (8) 生活相談、
 - (9) 健康管理
 - (10) 送迎サービス
 - (11) 一定期間利用がなかった場合に当該利用者の居宅を訪問して行う相談援助
 - (12) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜(2)から(10)に附帯する日常生活上必要な介護、支援、相談、助言。

第11条（介護）

- 1 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。
- 2 事業者は、指定生活介護の提供にあたっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行うものとする。

- 3 事業者は、指定生活介護の提供にあたっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えるものとする。
- 4 事業者は、指定生活介護の提供にあたっては、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行うものとする。
- 5 事業者は、常時一人以上の生活支援員を介護に従事させるものとする。
- 6 事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該施設の従業者以外の者による介護を受けさせないものとする。

第 12 条（生産活動）

- 1 事業者は、指定生活介護における生産活動の機会の提供にあたっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めるものとする。
- 2 事業者は、指定生活介護における生産活動の機会の提供にあたっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮するものとする。
- 3 事業者は、指定生活介護における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行うものとする。
- 4 事業者は、指定生活介護における生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置など生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

第 13 条（食事）

- 1 事業者は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供にあたり、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得るものとする。
- 2 事業者は、食事の提供にあたっては、利用者の身体心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に行うとともに、利用者の年齢や障害の特性によって、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行うものとする。
- 3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うものとする。

第 14 条（心身の状況等の把握）

- 1 事業者は、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるもの

とする。

第 15 条（個別支援計画の作成等）

- 1 管理者は、サービス管理責任者に個別支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をするものとする。
- 3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握するものとする。
- 4 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得るものとする。
- 5 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定生活介護の目標及びその達成時期、指定生活介護を提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努めるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する個別支援計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 7 サービス管理責任者は、第5項に規定する個別支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。
- 8 サービス管理責任者は、個別支援計画を作成した際には、当該個別支援計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付するものとする。
- 9 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、個別支援計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに

に、初回は三月まで毎月、その後、少なくとも六月に一回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて、個別支援計画の変更を行うものとする。

- 10 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うものとする。
 - (1) 定期的に利用者に面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 11 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する個別支援計画の変更について準用する。

第 16 条（利用者から受領する費用の種類及びその額）

- 1 指定生活介護を提供した際には、利用者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、利用者から当該指定生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。この場合、提供した指定生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。
- 3 前2項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。
 - (1) 食事の提供に係る費用 600 円(うち食材料費 300 円)
食事の提供に係る費用に掲げる費用が実費を上回る場合は当該実費を徴収するものとする。ただし、食事提供体制加算対象者については、食材料費のみの負担とし、1日当たり 300円とする。おやつ代として別途100円を徴収する。
 - (2) 入浴に要する費用 1回当たり 200円とする。
 - (3) 指定生活介護に係る創作的活動に係る材料費は、実費とする。
 - (4) 送迎サービスの提供に係る費用の一部
片道 15km以上の場合、1kmにつき10円換算で費用負担をお願いする。
※送迎加算を算定しているため、片道 15km未満の方は費用負担はなし。
 - (5) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められるものの実費
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

第 17 条（通常事業の実施地域）

- 1 通常の事業の実施地域は、丹波篠山市とする。

第 18 条（工賃の支払）

- 1 事業者は、利用者が生産活動に従事した場合は、別に定める工賃支払規程に基づき、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

第 19 条（サービス利用に当たっての留意事項）

- 1 利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。
 - (1) サービスを利用するにあたって、利用者は他の利用者及び職員の権利を尊重し、多大な迷惑や害を及ぼすことをおこなってはならない。
 - (2) 正当な理由なしに指定生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させてはならない。

第 20 条（利用者負担額等に係る管理）

- 1 事業者は、利用者の依頼を受けて、利用者が同一の月に事業者が提供する指定生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定生活介護及び他の指定障害福祉サービス等につき法第 29 条第 3 項(法第 31 条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(以下「利用者負担額合計額」という。)を算定するものとする。
- 2 前項の場合において、事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。

第 21 条（緊急時等における対応方法）

- 1 現に指定生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医(以下「協力医療機関等」とい

- う。)への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 指定生活介護の提供により事故が発生したときは、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 4 指定生活介護の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

第 22 条（非常災害対策）

- 1 事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

第 23 条（業務継続計画の策定等）

- 1 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 24 条（衛生管理等）

- 1 事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1)事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業員への周知
 - (2)事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備
 - (3)事業所において、従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため

の研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

第 25 条（苦情解決）

- 1 事業者は、その提供した指定生活介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、その提供した指定生活介護に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定生活介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業者は、その提供した指定生活介護に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定生活介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、その提供した指定生活介護に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定生活介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにかんしてできる限り協力するものとする。

第 26 条（個人情報保護）

- 1 事業者は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
- 2 従業者及び管理者は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。
- 3 従業者及び管理者であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、従業者及び管理者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者及び

管理者との雇用契約の内容とする。

- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者またはその家族の同意を得るものとする。

第 27 条（虐待防止に関する事項）

- 1 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止に関する担当者の選定及び設置
 - (2) 成年後見制度の利用支援
 - (3) 苦情解決体制の整備
 - (4) すべての従業者に対する利用者の人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修の実施(年 1 回以上)
 - (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知
 - (6) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第 28 条（身体拘束等の禁止）

- 1 事業者は、指定生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わないものとする。
- 2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施

第 29 条（暴力団等の影響の排除）

- 1 業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

第 30 条（運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表）

- 1 事業者は、その提供する障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 2 事業者は、前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

第 31 条（勤務体制の確保）

- 1 事業者は、利用者に対し適切な指定障害福祉サービスを提供できるよう、指定障害福祉サービスの種類ごとに、従業員の勤務の体制を定めておくものとする。
- 2 事業者は、指定障害福祉サービスの種類ごとに、当該事業所の従業員によって指定障害福祉サービスを提供するものとする。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りでない。
- 3 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

第 32 条（その他運営に関する重要事項）

- 1 事業所は、従業員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。
 - (1)採用時研修 採用後3カ月以内
 - (2)継続研修 年1回
- 2 事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 3 事業者は、利用者に対する指定生活介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定生活介護を提供した日から5年間保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

この規程は、令和5年9月1日から施行する(定員変更 20 名)。

この規程は、令和7年8月1日から施行する(従たる事業所の廃止及び主たる事務所の変更)。